

## 滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成18年滋賀県条例第70条）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 当分の間、認定こども園の職員の数の算定について、保健師、看護師または准看護師（以下「看護師等」という。）を1人に限って、保育士に代えることができることとします。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととします。（付則関係）
- (2) 認定こども園の管理運営等について、子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車および降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認することとします。また、通園を目的とする自動車（一部の自動車を除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて子どもの所在の確認を子どもの降車の際に行うこととします。（別表第1関係）
- (3) その他
  - ア この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
  - ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県認定こども園の認定に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 当分の間、別表第1の4(2)(別表第2の3において適用する場合を含む。付則第5項および<u>第6項</u>において同じ。)の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数が1人となる場合には、別表第1の4(3)(別表第2の3において適用する場合を含む。)の規定により認定こども園に置くこととされる職員のうち1人は、別表第1の5(2)および(3)(別表第2の4において適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、幼稚園の教諭もしくは助教諭の教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第1項の免許状(以下「幼稚園の教員の免許状」という。)または保育士の資格を有する者と同等の知識および経験を有すると知事が認める者とすることができる。</p> <p>3 当分の間、認定こども園における別表第1の5(2)および(3)エ本文(別表第2の4において適用する場合を含む。付則第6項において同じ。)の保育士の資格を有する者は、幼稚園の教員の免許状または小学校教諭もしくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。付則第6項において同じ。)を有する者(現に当該認定こども園において主幹養護教諭または養護教諭</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 当分の間、別表第1の4(2)(別表第2の3において適用する場合を含む。付則第5項および<u>第7項</u>において同じ。)の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数が1人となる場合には、別表第1の4(3)(別表第2の3において適用する場合を含む。)の規定により認定こども園に置くこととされる職員のうち1人は、別表第1の5(2)および(3)(別表第2の4において適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、幼稚園の教諭もしくは助教諭の教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第1項の免許状(以下「幼稚園の教員の免許状」という。)または保育士の資格を有する者と同等の知識および経験を有すると知事が認める者とするすることができる。</p> <p>3 当分の間、認定こども園における別表第1の5(2)および(3)エ本文(別表第2の4において適用する場合を含む。付則第6項および<u>第7項</u>において同じ。)の保育士の資格を有する者は、幼稚園の教員の免許状または小学校教諭もしくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。付則第7項において同じ。)を有する者(現に当該認定こども園において主幹養護教諭ま</p>

として従事している者を除く。次項および付則第6項において同じ。)をもって代えることができる。

4 当分の間、認定こども園における別表第1の5(3)ア(別表第2の4において適用する場合を含む。付則第6項において同じ。)の幼稚園の教員の免許状または保育士の資格を有する者は、小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、その者を法第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程に基づく教育に従事させる場合には、別表第1の5(3)に定める資格を有する職員の補助者としなければならない。

5 開園時間が1日につき8時間を超える認定こども園であつて、当該開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員を別表第1の4(2)の子どもの数とみなして同表の4(2)の規定により算定した数を超えることとなるものにおける同表の5(2)ならびに(3)アおよびエ(これらの規定を別表第2の4において適用する場合を含む。次項において同じ。)の保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者は、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から利用定員を別表第1の4(2)の子どもの数とみなして同表の4(2)の規定により算定した数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識および経験を有すると知事が認める者をもって代えることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(新設)

または養護教諭として従事している者を除く。次項および付則第7項において同じ。)をもって代えることができる。

4 当分の間、認定こども園における別表第1の5(3)ア(別表第2の4において適用する場合を含む。付則第7項において同じ。)の幼稚園の教員の免許状または保育士の資格を有する者は、小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、その者を法第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程に基づく教育に従事させる場合には、別表第1の5(3)に定める資格を有する職員の補助者としなければならない。

5 開園時間が1日につき8時間を超える認定こども園であつて、当該開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員を別表第1の4(2)の子どもの数とみなして同表の4(2)の規定により算定した数を超えることとなるものにおける同表の5(2)ならびに(3)アおよびエ(これらの規定を別表第2の4において適用する場合を含む。第7項において同じ。)の保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者は、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から利用定員を別表第1の4(2)の子どもの数とみなして同表の4(2)の規定により算定した数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識および経験を有すると知事が認める者をもって代えることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

6 当分の間、認定こども園における別表第1の5(2)および(3)エ本文

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について、同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、別表第1の4(2)の規定により算定される職員の数の3分の1以下の数としなければならない。

省略		
省略		
前項	別表第1の5(2)ならびに(3)アおよびエの保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者	保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識および経験を有すると知事が認める者
(新設)		

別表第1 (第3条関係)

1～9 省略

の保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師または准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について、同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、別表第1の4(2)の規定により算定される職員の数の3分の1以下の数としなければならない。

省略		
省略		
付則第5項	別表第1の5(2)ならびに(3)アおよびエの保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者	保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識および経験を有すると知事が認める者
前項	別表第1の5(2)および(3)エ本文の保育士の資格を有する者	看護師等

別表第1 (第3条関係)

1～9 省略

10 認定こども園の管理運営等は、次に掲げるとおりとすること。

(1)～(6) 省略

(新設)

(新設)

(7)～(9) 省略

別表第2（第3条関係）

1～8 省略

9 認定こども園の管理運営等は、別表第1の10(1)から(9)までに掲げるとおりとすること。

10 認定こども園の管理運営等は、次に掲げるとおりとすること。

(1)～(6) 省略

(7) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車および降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

(8) 通園を目的とする自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらの座席より一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもを見落とすおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認を子どもの降車の際に行うこと。

(9)～(11) 省略

別表第2（第3条関係）

1～8 省略

9 認定こども園の管理運営等は、別表第1の10(1)から(11)までに掲げるとおりとすること。

# 児童福祉施設の設備および運営に関する基準条例の改正概要

## 1. 改正の概要

### (1) 保育所等に関し以下の取組を行うため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下「国基準」)が改正されたことに伴う改正

- ① 保育所等における児童の安全確保のための計画(安全計画)の策定の義務化
- ② 保育所等における業務継続計画策定等の努力義務化 (既に義務化されている障害児関係施設を除く。)
  - 児童福祉施設(既に義務化されている障害児入所施設・児童発達支援センターを除く。)における業務継続計画策定等の努力義務化
  - 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のために講ずるべき措置の具体化(研修および訓練の実施)
- ③ 保育所等と児童発達支援事業所等の併設を可能とするため、設備および人員の専従規定の緩和
  - 併設する施設の設備・職員を兼ねることができない→利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、設備・専従の人員について共用・兼務が可能
- ④ 保育所等における看護師等(※1)のみなし配置に関する要件緩和 ※1 保健師、看護師または准看護師
  - 看護師等を1人に限り保育士とみなすことができる規定…乳児の在籍人数が4人以上の場合に限定→乳児の在籍人数を問わない

### (2) 民法等の一部改正により、国基準が改正されたことに伴う改正

#### 懲戒権の規定削除

- 児童福祉施設の長が、「入所中の児童に対し親権を行う場合であって懲戒するとき、または懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと」とする「懲戒権」に関する規定を削除。

### (3) 保育所等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る規定を加えるため、国基準が改正されたことに伴う改正

- ① 自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること
- ② 送迎用バスに車内の園児の見落としを防止する装置(※2)を装備し、当該装置を用いて降車時の①の所在確認をすること ※2 警報を発して運転手等に車内の確認を促す機能、カメラ等のセンサーにより車内に置き去りにされた乗員を検知する機能を備えた装置など

# 児童福祉施設の設備および運営に関する基準条例の改正概要

2. 施行日 令和5年4月1日

※(2)は、公布日から施行

※(1)①(保育所除く)および(3)②は、施行から1年間の経過措置

なお、(3)②の安全措置を装備するまでの間は、車内の園児の見落としを防止するための代替的な措置を講ずることを条件に付す

## 3. 参考(改正概要一覧)

注)○:改正箇所、-:改正なし

条例名	施設種別	(1)				(2)	(3)
		①安全計画	②業務継続計画	③専従規定緩和	④看護師等のみなし	懲戒権	①所在確認 ②安全装置
滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例	・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援	○	- ※既に策定義務あり	○ ※放課後等デイサービスは除く	- ※対象外施設	○	○ ※居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援は所在確認のみ
滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例	・ 福祉型障害児入所施設 ・ 医療型障害児入所施設	○	- ※既に策定義務あり	-	- ※対象外施設	○	○ ※所在確認のみ
滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例	・ 児童福祉施設（保育所等）	○	○ ※障害児関係施設は既に策定義務あり	○ ※児童発達支援のみ該当	○	○	○ ※保育所、児童発達支援センター以外は所在確認のみ
滋賀県認定こども園の認定に関する条例	・ 幼稚園型認定こども園 ・ 保育所型認定こども園 ・ 地方裁量型認定こども園	- ※幼稚園型は既に策定義務あり	-	-	○	-	○
滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例	・ 幼保連携型認定こども園	- ※既に策定義務あり	○	○	○	○	- ※法律施行規則に規定